

Japanische Industrie- und Handelsvereinigung in Berlin e.V.

BERLINER LUFT

2005年第4号(2005年9月30日)

ベルリン日本商工会  
編集発行人 岩崎正博  
Charlottenstrasse 10  
14109 Berlin  
TEL:030-8036070  
FAX:030-8038905

## 目次

事務局からのお知らせ(1~3ページ)  
会員紹介(3ページ)  
在独日本大使館からのお知らせ(4~7ページ)  
ベルリン日独センター(DZB)行催事のご案内(7~9ページ)  
ビジネスお役立ち情報(9~15ページ)

---

### 事務局からのお知らせ

#### 1. 事務局日誌

7月20日(水)滞在許可証の件で岩崎会長宛に、ベルリン外人局局長とベルリンパートナー(ベルリン市経済振興公社)総裁連名の書簡来信  
8月9日(火)上記信の一部内容に関する照会書面を出状  
8月12日(金)毎日放送岸本氏 帰任のご挨拶 来事務所  
8月16日(火)滞在許可証に関する8月9日付照会について、ベルリンパートナー総裁より回答  
9月01日(木)第4回幹事会  
9月03日(土)第15回ソフトボール大会 6チーム参加 大使館Aチームが優勝  
9月05日(月)DIC甲斐氏、新任者松田氏と来事務所  
9月14日(水)久保田幹事、岩崎会長とクリスマス会打ち合わせ  
9月15日(水)第2回ベルリン安全対協議会 岩崎会長、松野

#### 2. 学校関係のお知らせ

ベルリン日本人国際学校 10月1日から10日まで秋休み  
10月26日マラソン大会、11月19日学校祭

#### 3. ソフトボール大会開催

9月3日第15回(2005年秋季)ソフトボール大会を開催しました。天候が心配されましたが、幸い好天に恵まれ、6チームが参加、いずれ劣らぬ好試合が続きました。また、プロ顔負けの少年名プレイヤーの華麗な守備には大きな拍手とヒットを阻まれた相手側チームからのため息が送られました。

大使館 A チーム対ソニー チームの顔合わせとなった決勝戦は、両チームの堅実な守備、強力な打撃攻勢で、決勝戦にふさわしい緊張感あふれる好試合となり 7回 (最終回) さよならホームランという劇的な幕切れで大使館 A チームが勝利を収め、05年春・秋連覇を達成しました。

皆様方のご参加にお礼を申し上げますとともに、朝早くからグラント整備を実施いただいた「ベルリン日本人国際学校」の先生方に改めて御礼を申し上げます。

#### 出場チーム名

大使館 A チーム、大使館 B チーム、ベルリン日本人国際学校チーム、ベルリン日本語補習授業校チーム、SONY チーム、JETRO・TAKUMA チーム

さて、この試合の様子を、春季大会に続き「JB Network 社」の六草さんにご寄稿いただきましたので掲載させていただきます。(有難うございます)

9月3日。厚い雲が覆う朝。商工会主催のソフトボール大会が行われる予定であるのに雨で中止になってしまうのか心配になるほど。しかし降りそうで降らず大会は決行、明るすぎずボールもはっきり見え、涼しさは運動に丁度良く、スポーツ向きの日となった。

本ソフトボール大会は春と夏に行われ、前回決勝戦を沸きに沸かせた記者会チームがドイツ総選挙報道準備のためか参加なし、前回優勝の圧巻大使館 A チームの独壇場かと思いきや、前回あっさり負けを認めた SONY チームが目覚しい活躍を見せたのだった。出張その他で欠員があった SONY チームに研究者が加わったところ、平均年齢が一気に若返り(?)、その上、学生時代に鍛えたという兵ばかり、1回戦から怪傑プレーで迫りまくって、決勝戦への仕上がったのだ。

そして決勝戦を迎えた大使館 A チームと SONY チーム。決勝進出を決める試合で大使館 B チームと手合わせしている SONY チーム、楽勝とばかりに決勝戦へと臨んだが、さすが決勝戦まで戦い抜いた大使館 A チーム、これまでの様に簡単にはコトは進まなかった。

一回表の SONY、ランナー一人を2塁に置いての大飛球。左中間へ大きく飛び、レフトがキャッチしたが、ホームランの審判の判定に一気に盛り上がった SONY チーム。しかし、大使館チームの抗議の後、キャッチした場所がラインの内側だったようで、判定はアウトに取って代わり、空喜びに。一回表、0点のままでチェンジとなり、大使館チームのエンジンを組んでの気合を入れた掛け声に、一気に士気が上がる。

激しい攻防戦が続くが1, 2, 3回と、両チーム共にランナーを出しつつもあと1本が出ない。互いに守備は乱れることなく緊張感だけが漂い始めるが、4回表の SONY の攻撃で、ヒットで出塁のランナー一人を置いて、センター後方への2ランホームランが飛び出し、ついに均衡が破れることに。

ランナーは出るが、得点に繋がらない大使館チーム。しかし、6回裏でヒットを連ね、1点を返し、さらにヒットで、もう1点追加、ついに試合を振り出しに戻し、ここで状況が一変する。

試合を振り出しに戻された SONY の最終回の攻撃。ランナーを出すものの、大使館チームの堅実な守備の前に2塁を踏ませてもらえず、無得点のまま攻撃が終わる。「同点ならば延長戦」という言葉がどこからともなく広がり、抑えていこうと声を掛け合いながら守備位置へ向かった SONY チームだったが・・・

大使館の最終回の攻撃。1アウト後、ヒットで1塁に出塁、その後の打者がファーストゴロの間に、1塁ランナーは2塁に進塁。1打ればサヨナラの場面でバッターに大使館チーム屈指のスラッガーが現れた。

1球目、高めのボールを見逃し、2球目を強振、打球はセンターを超えてさらにホームランラインも超え、誰が見ても文句なしのサヨナラ2ランホームラン。

大使館 A チームにとってはあまりにも劇的な、SONY チームにとってはあっという間の出来事で幕切れとなった。

	1	2	3	4	5	6	7	合計
SONY	0	0	0	2	0	0	0	2
大使館 A	0	0	0	0	0	2	2	4

守備のしっかりした両チームの決勝戦、テンポがよく、試合時間は約1時間、緊張と気合と好プレーで、観る者も十分に楽しめた試合だった。

選手のみなさま、応援のみなさま、そして実行委員会のみなさま、本当にお疲れ様でした。(六草あつこ)

\*\*\*\*\*

## 会員紹介

### Olympus Europa Holding GmbH(ハンブルク本社)様

この度、ベルリン日本商工会に入会させていただきました、Olympus Europa Holding GmbH(ハンブルク本社)です。

2004年5月に、医療機器の研究開発・製造を手がけている Celon AG がオリンパスグループに加わり、この会社がベルリンに近いテルトウにて事業活動を展開していることからご縁があり、ベルリン日本商工会に加入させていただく運びとなりましたので、宜しくお願ひ致します。

Celon 社は2000年春に設立され、パイポーラ高周波電流を応用していびぎ治療や腫瘍の温熱治療を行うシステムを開発しているベンチャー企業で、主にヨーロッパのドクターと共同研究を行いながら、世界の耳鼻咽喉科におきまして、Celon 社のシステムを利用した治療が行われております。

東京に本社を置くオリンパスグループは、デジタルカメラ、顕微鏡、内視鏡などの医療機器、及び産業用光学機器などを事業分野とし、最新の「オプトデジタルテクノロジー」を応用した各種製品やサービスを全世界のお客様に提供しております。オリンパスヨーロッパは、1963年にオリンパス光学工業(株)(当時)のヨーロッパ販売子会社としてハンブルクに設立され、以来、顕微鏡、カメラ、内視鏡などの製品を販売しながら事業エリアを拡大してまいりました。現在はOlympus Europa Holding GmbHとしてヨーロッパ地域の各国で活動している関連の開発製造子会社やOlympus Medical Systems Europa GmbH等の販売会社を統括しております。

先日Celon社にて、高島 日本大使殿、Mr.Platzeck ブランデンブルグ州首相殿、その他お世話になった方々をお迎えして、研究開発拠点の一つとしてCelon社がオリンパスグループに加わったことを記念した開所式を開催いたしました。このイベントの準備に際し、ベルリン日本商工会の岩崎会長をはじめ、商工会会員の皆様に多大なサポートをいただきました。

今後とも、皆様からのご指導、ご支援を賜りながら事業活動を進めて参りたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

Olympus Europa Holding GmbH  
代表；鈴木正孝 (Masataka Suzuki)  
Executive Managing Director

連絡先；  
櫻井友尚 (Tomohisa Sakurai)  
Head of Research and Development  
Celon AG  
TEL 03328-3519-241  
FAX 03328-3519-23  
Email ; t.sakurai@celon.com

## 在独日本大使館からのお知らせ

### 1. シュトルペ新連邦州（旧東独地域）開発担当大臣との意見交換会

日頃から日本大使館にご協力いただき、ありがとうございます。

当地でご活動されている日系企業の皆様のご支援は、大使館としても重要な課題の一つとしてとらえており、これに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところ、引き続き、よろしくお願いたします。

これに関連して、先般、新連邦州（旧東独地域）開発担当のシュトルペ大臣から高島大使に対して、同地域の経済活性化のため、日本からの一層の投資促進を図りたいと考えているところ、そのためにも、既にこれらの地域にご進出いただいた日系企業の方々から率直なご意見をうかがう機会を、是非とももうけてほしいとの要望が寄せられました。

当館としても、日系企業の皆様が日頃お感じになられている様々なご意見・ご要望を、直接、ドイツ当局に伝え、その改善を図っていくための良い機会になると考え、この4月に、高島大使及びシュトルペ大臣との共催により、ベルリン日本商工会ほか皆様のご協力の下、ドイツ連邦経済省・財務省等の関係機関からもご参加を得て、日系企業との意見交換会を開催させていただきました。

今般、意見交換会において日本側から示されたドイツにおけるビジネス環境の問題点等について、シュトルペ大臣から高島大使宛ての書簡（下記参照）により、いくつかの点について回答がありました。

シュトルペ大臣からの書簡においては、ご出席の日本企業から要望のあった道路整備の早期実現に関する回答のほか、当地で活動されている皆様にもご関心が高いと思われる滞在資格取得に関する問題にも言及されておりますので、ご参考までにご参照いただければ幸いです。

なお、滞在資格申請に関しては、就業省令第36条の要件を満たすことを証明できれば、労働市場審査を経ることなく、申請後短時間で滞在資格を交付される可能性が示されておりますが、その運用は各地域における外国人所管官庁側の裁量によるものであり、要件を満たせば必ず、就業に関する合意が与えられるわけではありません。このため、本件の円滑な適用を受けるためにも、日頃から、各日系企業が各地域の外国人所管官庁との良好な関係を構築しておくことが重要と考えられますので、その点ご留意いただければ幸いです。

日本大使館としては、今後とも、当地でご活躍されている日系企業の皆様の支援に積極的に努めてまいりますので、本件に対するご質問はもとより、お気づきの点があれば、何なりとお気軽にご連絡いただければと思います。

（問合せ先）日本大使館経済班

班長（参事官）	高田充人
一等書記官	笹路 健
二等書記官	林 達郎
専門調査員	武田恵子

(参考) シュトルペ大臣から高島大使宛書簡

シュトルペ新連邦州大臣発高島大使宛書簡(仮訳)  
件名: 2005年 4月 20日の日系企業との意見交換会の結果に関して  
日付: 2005年 7月 28日

親愛なる高島大使

2005年 7月 7日に大使閣下と心地良い意見交換を実施できたことに感謝すると同時に、4月 20日の意見交換会がきっかけとなって開始された対話を更に強化出来たことを喜ばしく思う。日本は、新連邦州の更なる発展にとって重要なパートナーであり、個人的にも、「日本におけるドイツ年」の枠内で今年 7月に予定されていた(が、結局キャンセルせざるを得なかった)自分の訪日の埋め合わせを行うことは非常に大切である。

4月 20日の日系企業との意見交換会で、参加企業の数社は東独にある工場の交通網に関する具体的な問題点を指摘した。我々は本問題を受け入れ、最初の具体的な取り組みを開始した。

7月 7日の意見交換の際、閣下に本件に関する交通プロジェクトの現状を簡潔にご説明した。その具体的実施状況は以下の通りである。

タカタペトリ AGの野村氏は、4月 20日、迂回道路の欠如によってフライベルク(Freiberg)にある工場とアウトバーン A4の接続が悪い旨指摘した。タカタペトリ社のフライベルク工場とA4は連邦道 B101によって接続されている。現在、B101は、フライベルク市を通過している。接続を改善し、市内交通の混雑を緩和するための迂回道路は、これまでのところ存在していない。しかしながら、いわゆるエルツ山域通(Erzgebirgsstrasse)と呼ばれているB101の大規模な(umfangreich)改築工事が中・長期的に計画されている。2004年の整備計画(Bedarfsplan)にはフライベルク地域の以下の4つの措置が含まれている。

- B101迂回道路、フライベルク・西線
- B173迂回道路、フライベルク・東線
- B101フライベルク - ブランド・エルビスドルフ(Brand-Erbisdorf)線
- B101迂回道路、ブランド・エルビスドルフ(Brand-Erbisdorf)線

そのうち、B101迂回道路、フライベルク・西線及びB173迂回道路、フライベルク・東線は、2004年の整備計画の中でも最優先事項に分類されている。連邦交通省は2005年4月 21日、策定された本計画に合意した。フライベルクの迂回道路建設にかかる費用の見積もりは、総額 6,070万ユーロである。建設許可を受けるための計画決定プロセスは、ザクセン州によって2005年第 4半期に開始される予定である。フライベルクの迂回道路建設の時期は、現在の計画状況から見て、現時点においては確定することは出来ない。フライベルクの迂回道路の完成によって、タカタペトリ AGの工場とA4の接続ははるかに改善されるだろう。

また、タカタペトリ AGのエルターライン工場の道路接続に関しても、意見交換会の席上、タカタペトリ AG社から話があった。タカタペトリ AG社は、ザクセン州道(Staatsstrasse) S 258が未だに完全に拡張されていないことによる悪影響を受けている。S 258は、アンアベルグ・ブーフホルツ(Annaberg-Buchholz)地域のエルターライン及びツヴェーニッツ(Zwönitz)を通り、接続点であるシュトルベルグ西(Stollberg-West)で連邦アウトバーンA72に通じる道路である。計画路線を完成するために、ツヴェーニッツ及びエルターラインの迂回道路は、欧州地域開発基金(EFRE:Europäischer Fonds fuer regionale Entwicklung)のプログラムによって既にその工事が終了している。現在、B180の延長であるシュトルベルグの迂回道路は工事中であり、2005年秋に開通の見込みである。

数多くの工事が必要とされていることから、アウトバーンへの接続線としてのS258及びB180の全体が完成するためには、相応の計画期間、及び多額の資金が必要となる。それ故、部分的な計画、資金調達、及び工事の完成のみが可能である。接続線が完成すれば、エルツ山地域からのザクセンのアウトバーン網へのアクセスは良くなるだろう。

TDDK GmbHのバイヤー氏からは、シュトラースグラーブヒェン(Strassgraebchen)の迂回道路の工事が中断されたままであると言及された。ベルンスドルフ(Bernsdorf)のB97と連邦アウトバーンA4への接続点であるブルカウ(Burkau)の接

続線は、ザクセン州道 S94及び S 102から構成されている。本区間に関しては、ザクセン州によって、計 7区間の道路建設が計画されており、そのうち、5区間に関しては完成している。例えば最近、2005年 6月 17日に、S 102上のカーメントツ(Kamenz)の迂回道路の一部が完成したところである。また、S 102上のエルストラ(Elstra)から連邦アウトバーン A 4(アウトバーン接続点、ブルカウ)までの道路は、現在工事中である。

B97に接続しているS 94上のベルンスドルフの迂回道路のみがまだ建設中である。これは、TDDK GmbHによって言及されたシュトラースグレープヒェン地域の未完成の区間のことである。

本件に関しては、2005年末に計画確定手続きが実施される予定である。計画確定の決定は早くて2006年末に下されるであろう。その後、2007年にも建設が開始され得る。建設には、18ヶ月を要する見込みである。本手続きの更なる迅速化は、計画に関する法的理由から残念ながら不可能である。

本書簡において、在独日系企業の日本人従業員の雇用に関する同意の迅速化または容易化に対する我々の努力についてもお伝えしたい。本件に関して、我々はまず、連邦経済労働省及び連邦雇用機関と話し合いを行った。連邦雇用機関は、連邦経済労働省に対して、デュッセルドルフの雇用機関によって行われているプロセス、いわゆる「デュッセルドルフ・モデル」は、必ずしも全ての点において滞在法第 39条(Aufenthaltsgesetz:AufenthG)に規定されている就業に関する同意を与えるための規定の前提条件を満たすものでは無かった旨説明した。これは、2005年 1月 1日から可能になった滞在法第 39条 2項 1文 2号のプロセス容易化に関しても同様である。それによると、連邦雇用機関は、外国人労働者の雇用が個々の職業グループまたは産業部門にとって労働市場政策上、可能である(verantwortbar)場合、滞在資格に対する同意を与えることができる。このような理由から、本方式を新連邦州にも適用することはできない。しかしながら、連邦雇用機関は現在も、上記の法的条件を遵守しつつ、出来るだけ簡潔な決定を望む日本企業の関心をどのように考慮できるか検討中である。連邦経済労働省は、連邦雇用機関の検討結果を迅速に報告する旨約束した。

本件に関して、企業内転勤に関する就業省令(Beschaefigungsverordnung) 31条の可能性を示唆したい。国際的なコンツェルン内の異動の際、滞在法 39条の優先性審査(Vorrangprüfung)を経ることなく、3年以内の職業活動に対する滞在資格への同意が与えられる。この方法によって、これに該当する雇用に対する滞在許可をかなり迅速に付与することができる。

我々は言及されたテーマに更に集中的に取り組む、私は東独地域における日本企業を取り巻く状況が一層改善されることを望んでいる。

敬具

マンフレッド・シュトルペ

## 2. ベルリン安全対策連絡協議会第 2回協議会の開催について

1. 2005年 9月 15日、大規模事件・事故等の発生時に、在留邦人の皆さんへの安全対策を円滑に進める上での一助とするための「ベルリン安全対策連絡協議会 (Japanisches Komitee für Sicherheitsvorkehrungen und Informationen in Berlin) 第 2回協議会」を当大使館において開催しました。
2. 第 2回協議会では、「在外教育施設の安全対策」をテーマに協議しました。出席者より、在外教育施設の安全対策として、
  - ・児童生徒の登下校には保護者が同伴
  - ・授業中の学校玄関の施錠や出入口を限定し、不審者の侵入を防止
  - ・教員あるいは保護者の協力を得て、休み時間の校庭での児童生徒の見守り
  - ・火災や不審者の侵入を想定した避難訓練を実施し、児童生徒に「押さない・駆けない・しゃべらない」の避難時のポイント「お・か・し」を徹底

緊急連絡網や安全対策マニュアルの作成  
非常警報装置や防犯カメラの設置を計画  
などの取り組みについて紹介がありました。

出席者より

在外教育施設の安全対策について、保護者とも認識を共有すべきである。  
不審者侵入時に対応できる護身用具を在外教育施設に備えることが必要である。  
大規模事件事故発生時の子供のメンタルヘルスに対応できるようカウンセラーを確保しておくこ  
とが必要である。  
などの意見がありました。

3.大使館より、ドイツにおけるテロ情勢、ベルリン州の治安情勢、当面の日本関連の文化行事について説明しました。

4.次回協議会は、平成 18年 1月下旬、「緊急時の連絡体制の確立」をテーマに協議することとしています。

5.連絡先

在ドイツ日本国大使館領事警備班  
住所 :Hiroshimastr. 6 10785 Berlin  
Tel :030-210-940 (代表)  
Fax :030-210-94228

---

## ベルリン日独センター (JDZB) 行催事のご案内

### (1) 行催事開催報告

シリーズ「東と西」第 11 回シンポジウム『現代舞踊における東西交流』(6月 10日~11日)

センターでは後援会と相談しながら年に一度「東と西」シリーズのシンポジウムを開いています。今回は「舞踏」で知られる日本の現代舞踊を取り上げ、世界的に知られる舞踊家の田中泯氏をはじめ批評家や研究者をお招きし、ドイツ側と活発な議論を展開しました。田中泯さんからは、現場の感覚を尊重して、これからの創作活動に刺激を与えるものにしたいとの要望があり、従来型の「研究発表」は最小限にとどめ、田中泯氏を中心に大きな芸術の流れと現実の創作活動の問題を真剣に、熱っぽい議論が展開されました。80 名ほどの聴衆が参加しましたが、主として若い舞踏家や舞台研究者を中心とする「専門家予備軍」は、田中氏の率直な意見に感動し、また議論の質の高さから深い印象をうけたようです。二日目は世界文化会館に舞台を移し田中泯氏によるワークショップと講演ならびに映画上映などが行われました。

### 『ドイツと欧州連合 (EU) EU 拡大の一年』(6月 28日、東京プレスセンター)

昨年 5 月、「深化と拡大」を旗印に EU は旧東欧圏の諸国にまで広がりましたが、フランスとオランダにおける国民投票で欧州憲法が否決されるという事態も起きています。この 1 年間に振り返り、現在の欧州連合に何が起きているのかを論じるのがこのシンポジウムの目的でした。このシンポジウムは、毎日新聞の後援、「日・EU 市民交流年」を推進していると外務省と「日本におけるドイツ年」を担当しているドイツ大使館から全面的な支援を受けて開催したもので、ペーテル・パラシュ氏(元 EU 地域政策担当委員)の EU の現状に関する基調報告で始まりました。第一セッションでは産業立地としての欧州について、第二セッションでは欧州域内市場における通商、移動の自由、サービス業務の自由、ソーシャルダンピングなどが論じられました。最後のセッションは、「欧州拡大の今後のプロセスおよび EU と近隣諸国との関係」で、ヨーロッパという概念の難しさが様々な角度から取り上げられ、たとえばトルコの EU 加盟の例をもとにどこまで EU は拡大するか、イスラム圏との関係をどう考えるかなど、興味深い議論が展開、おおいに議論が湧きました。最後に、主としてバルカン問題を担当しているプセク南東欧州安定協定特別調整官が特別講演を行い、たんなる経済的

関心からの「同盟」ととまらない EU の結集力と見通しについて語り、EU はかつて言われたような「ルツボ」を想定しているのではなく、多様性を保ちつつ統一を目指すとの指摘がありました。

## (2)今後の開催予定 (太字はベルリン開催分)

日欧シンポジウム『Humanitarian Crisis and the Transnational Civil Society Japanese and European Perspectives (人道上の危機と超国家的シビリアン・ソサエティ 日欧の視点)』

開催期日: 03.10.2005

会場: 神戸

協力機関: EU Institute in Japan 関西

会合: 『German-Japanese Cooperation in and with Central Asia (中央アジアにおける日独協力)』

開催期日: 2005年10月 06.10.2005 - 07.10.2005

会場: 東京

協力機関: コンラート・アデナウア財団(ベルリン) 総合研究開発機構(東京)

ベルリン日独センターは、コンラート・アデナウア財団と総合研究開発機構と協力し、中央アジアにかかわる会合を過去に2回開催している。2回目の会合はタシケントで開催されたワークショップ『German-Japanese Cooperation with and in Central Asia and Afghanistan (中央アジアとアフガニスタンにおける日独協力)』(P941)である。同ワークショップでは、2004年に3回目の中央アジア関連会合をカザフスタンで開催し、中央アジアにおける経済政治協力に関して議論を継続することを提案する政策提言が作成された。第3回会合はラウンドテーブルの形式とし、中央アジア経済の現状報告の他に、地域協力の在り方について討議し、既存の様々な地域同盟や地域の諸機関を紹介し、「シルクロード再活性化」をテーマとして経済復興に向けての戦略を話し合い、最後には、過去のワークショップの場合と同様に政策提言を作成することが予定されていた。本会合を2005年に実施し、中央アジア・シリーズの最終プロジェクトとして、日本におけるドイツ2005/2006年の終盤の2006年春に東京で第4回会合を開催することを企画している。

シンポジウム『How are Germany and Japan Coping with the Challenges of Global Competition?

大競争時代を勝ち抜くグローバル経営』

開催期日: 14.10.2005

会場: 東京、日経ホール

協力機関: ローラント・ベルガ・アンド・パートナーズ社(東京)、日本経済新聞(東京)、ハンデルスブラット紙(デュッセルドルフ)

日独フォーラム第14回合同会議

開催期日: 14.10.2005 - 16.10.2005

会場: 東京

協力機関: 日本国際交流センター(東京)

日独会合『Business Cycle and the Role of Government in Japan and Germany (ビジネス・サイクルと政府の役割)』

開催期日: 31.10.2005

会場: **ベルリン日独センター**

協力機関: **日本経済研究センター(東京)**、一橋大学、EU Institute in Japan **東京、ベルリン自由大学**

シンポジウム『アメリカ 日本・ドイツ 世界における共同責任』

開催期日: 10.11.2005 - 11.11.2005

会場: **ベルリン日独センター**

協力機関: **コンラート・アデナウア財団(ベルリン)**

コンラート・アデナウア財団ベルリン事務所と協力し、二つの事業を実施する予定である。最初の事業は次期米政権下における独日米関係をテーマに2005年春にベルリンで開催、2回目の事業は2006年上半期に北京(テーマ案 核不拡散)で開催する予定である。

シンポジウム『Culture made in Japan: "Subculture" 欧州における受容とその影響』

開催期日: 22.11.2005



会場: ベルリン日独センター

協力機関: 首都文化財団 (ベルリン)

60年代の日本において「サブカルチャー」という概念は、メインストリームの文化に対峙する概念として生まれた。伝統的メインストリーム文化を否定することを通じて階層社会的メインカルチャーに対する抗議として発生した概念であり当初は「カウンターカルチャー」という語彙が使われていたが、日本ではヨーロッパほど「社会階層」の認識が広まっていなかったこともあり徐々に「サブカルチャー」という概念に変遷していった。同概念は曖昧で漠然としたものであり青少年が好んで用いる。「サブカルチャー」は文学、ファッション、映画、テレビ、パソコン、オンラインゲーム、漫画、アニメ最先端流行、スポーツ、携帯電話、ポルノ、その他諸々を内包するものである

本シンポジウムでは、日本における様々な「サブカルチャー」・シーンを紹介し、これがヨーロッパでどのように受け入れられ、またどのような影響を及ぼしてきたかを論じる。その際、特にドイツにおける受容と影響に焦点を当てる。

会合「日本とヨーロッパにおける規制緩和と革新」

開催期日: 13.12.2005 - 14.12.2005

会場: 東京

協力機関: 富士通総研 (東京)、ドイツ経済研究所 (ベルリン)、経済広報センター (東京)

日独センターの活動にご興味のある方は、<http://www.jdzb.de> をご覧下さい。

### ビジネスお役立ち情報

デュッセルドルフ日本商工会議所発行の会報 8月号 (2005年8月30日)に掲載されました 電子電気機器製造者に対する新たな進展と取り組み を、同会議所のご了解を得て転載させていただきます。転載のご快諾にお礼申し上げます。

### 電子電気機器製造者に対する新たな進展と取り組み

はじめに

去る7月6日に開催された「JETRO 環境セミナー」において、2005年3月24日に施行された法律「ElektroG (電子及び電気機器法)」について説明があり既に多くの方が有益な情報を得たものと思われる。「ElektroG」はEU指令である「WEEE (EUの廃電子・電気機器指令)」と「RoHS (EUの有害物質規制指令)」に基づいており全てのEU加盟国は自国の法律として導入し実行しなければならない。これはEU加盟国内で、電子・電気機器を市場に出す全ての製造者が国ごとの法律の対象になることを意味している。このEU指令を国内法化し実行する時期に関して、ドイツは他のEU諸国と比較して時間的、質的に先駆的な役割を果たしている。

本稿はEARのホームページ (<http://www.stiftung-ear.de>) を基に電子電気機器の登録について取り纏めたものである。さらに、細部の法的解釈については「ElektroG」の原文を参照されることと、邦訳の語句については必ずしも最適な表現とは言い難く、ドイツ環境法の専門家の助言を仰ぐことをお勧めしたい。

(注) 本稿についてはドイツ語版も用意しておりますので、入手ご希望の方は事務局までお申し越し下さい。(注) ご入用の方は直接デュッセルドルフ日本商工会議所にお尋ねください。電話: 0211-63076-0)

## 1. 登録

### 1) 製造者はいつ登録を行うのか？

「ElektroG」の第 6 条第 1 項に従って設置された共同組織 EAR (Elektro-Altgerate Register) で、2005 年 7 月 25 日から登録申請が可能である。この登録は 2005 年 11 月 23 日以降に電子 電気機器を市場に出す企業 (以下、製造者と記す) に対して義務付けられる。製造者が登録義務を怠った場合、2005 年 11 月 24 日からこの製造者はドイツ国内で電子 電気機器を市場に出荷することが許可されない。

### 2) 誰がいったい製造者であるのか？

重要なことは、製造者」とは単に狭義に生産者を指すのではなく、ドイツの市場に電子 電気機器を出荷し得る全ての企業を指しており 輸入業者もその対象になり得る。つまり、ドイツ市場で自己の商標名の機器を販売する、もしくは他の供給者の機器を自己の商標名の下で販売する場合、「ElektroG」に於いて電子 電気機器の販売者は製造者と見做される。例えば、ある日本企業が中国製の電子 電気機器を輸入してドイツ市場に出す場合、この日本企業が輸入業者としてドイツ国内で登録が必要になる。この日本企業がこの製品を他の EU 加盟国で販売を希望する際、場合によってはその国で新規登録の必要性が出てくる。その為、EU 加盟国ごとの法令に注意を払わなければならない。

### 3) 「上市する」とはどういう意味か？

「上市する」とは「供給する」という意味で、製造者が機器を倉庫から消費者に提供する流通段階である販売代理店に引き渡すこと」と定義される。「上市する」とは流通に於ける単にその次の段階への機器の引き渡し、輸出あるいは倉庫に入れることではない。ある輸入業者が外国からドイツへ機器を輸入する場合、一般的にこの輸入業者が機器を上市する者として登録義務を負う。自家需要の為に製造もしくは輸入される機器は市場に出るものとは見做されず、営業目的で販売されてはならない。自家需要の為に使用され、その後再び販売され得る機器に関しては「ElektroG」の対象となる。

### 4) どこで製造者は登録するのか？

ドイツでの登録は例外なくホームページ「<http://www.stiftung-ear.de>」を通して、公用語であるドイツ語で済まなければならない。前もってのテスト登録は英語でも可能である。その際、登録番号の通知は来るが、これはテスト目的の為にだけに決められた番号であって、法律上有効な登録証明にはならない。

### 5) 登録にはどれくらい時間を要するのか？

登録処理の期間は 2 つの要素に左右される。第一に、製造者側で必要な提出書類が全て揃っていないなければならない。第二に、企業がいわゆる b2c<sup>1</sup>機器の為に提供すべき保証の審査が EAR を通して行われることで処理に時間を要する。現在、届出が殺到しているため処理に要する時間はまず 4 週間は

---

<sup>1</sup> b2c=business - to - consumer; **個人世帯で使用される電子電気機器。オフィス、学校、企業での使用も含む。**

かかるであろう。それゆえに、2005年11月23日以降に電子・電気機器の市場への出荷が予定されているのであれば、登録申請手続きは遅くとも10月の半ばまでには整えられるべきであろう。小企業向けに軽減された手続きは存在しない。

#### 6) 登録基本量とは何？

登録基本量 (Registrierungsgrundmenge) とは、製造者が次の登録更新時まで市場に出したい機種別の電子・電気機器の量をいう。これは個人使用機器、すなわち b2c 機器のみ該当する。この登録基本量には他の EU 加盟諸国で直接、最終消費者に引渡したい b2c 機器も含まれていなければならない。

登録基本量とは、登録申請が既に早い時期に行われていても、登録完了期限後の 2005 年 11 月 24 日以降に開始する期間の為に算出されるべきものである。製造者は機器の引き取りと廃棄処理の費用負担に関する資金調達保証 (insolvenzfeste Garantie) を EAR に毎年提出しなければならない。登録更新は少なくとも 12 ヶ月ごとに行われなければならない。更新可能な最終期限については「späteste Aktualisierung」という表記と共に通達される。

製造者が期限満了以前に登録基本量が申請量より下がっていることを見極めた際には、残りの登録期間の登録基本量を修正できる。それに伴って保証額は減少される。しかし EAR が毎月の報告書の結果から登録基本量の増加を確認した場合、EAR はこの製造者に折り返し保証量の調整を勧告する。

#### 7) 何が登録に必要な不可欠なのか？

まず迅速かつスムーズに登録が行われる為にある程度準備をすることは賢明である。登録されるべき機器が取り決められ、正味重量が算出され、そして機器のカテゴリと種類が確定されなければならない。保証の為には登録基本量、推定回収率と廃棄物処理費用が決められなければならない。廃棄物処理準備は整えられていなければならない。

初めての登録の際、いわゆる登録簿 (Stammregistrierung) にはとりわけ以下の申告が義務付けられている。

##### a. 企業データ

商標、企業名、支店の場所、所在地、代表権権利者の氏名、請求書の宛先、銀行口座、営業年度の開始月と最終月。

##### b. 主担当者

氏名、住所、連絡手段 (直接廃棄処理業者についての情報が申請されなければ、回収指令のような行政措置には重要になってくる。常に当該担当者もしくは代行者と連絡が取れる Email アドレス、そして/または ファックス番号は保証されていなければならない。)

登録のプロセスが中断されてデータが失われない為にも、上記のデータ提出後に仮の ID が与えられる。

c. 製品の申告

- ・ 商標 (マーク)
- ・ カテゴリ と機器の種類

a) b2c 機器

- ・ 登録期間の開始と終了時期、もしくは次の登録更新時期。登録される期間は機器によって様々な長さでありうる。この期間の長さを基に申告すべき登録基本量が算出される。
- ・ 「ElektroG」にもとづく回収機器の引き取りと廃棄処理は、2006年3月24日よりドイツ全体にわたって保証されなければならない。製造者が望めば、回収指令は直接廃棄処理業者に伝達される。
- ・ 保証：  
製造者 (保証受領者) は保証発行者 (例えば銀行、保険業者) から受領された機器の引き取りと廃棄処理の費用負担に関する資金調達保証を EAR に提出しなければならない。この製造者は保証履行者を決定しなければならない。  
保証額の算定の方法は以下の2つの点で異なっている。

↳Voraus-Finanzierende “Hersteller”

(= 機種別に回収された廃機器全体の中に占める自社のもので確認出来る機器の割合に応じて、負担分が算出される製造者)

及び

↳Umlage-Finanzierende “Hersteller”

(= 年間を通して、自社で市場に出す新機器が機種別の新機器市場全体に占める割合に応じて、負担分が算出される製造者)

上記のどちらかの保証モデルを用いて、特定の保証種類内 (例えば積立や担保等) で与えられるべき保証額が計算される。保証の種類によって、EAR での審査の期間と内容が変わる可能性がある。製造者は機器の種類ごとにそれぞれ登録を行わなければならない。

b) b2b<sup>2</sup>機器

その機器はもっぱら個人世帯以外で使用されることが理由付けられていなければならない。

8) 登録番号はどのようなものか?

基本登録と、少なくとも商標 (マーク) と機種に関する全てのデータについて不備の無い提出がなされた後、仮 ID は登録番号と取り替えられる。それぞれ登録された製造者は明白に身元が確認される登録番号を所持することになる

---

<sup>2</sup> b2b = business- to-business; **大きさ、価格、その取り扱いに対して必要な資格を有する専門者を基に、もっぱら営業上に使用可能もしくは使用されると疎明できる電子・電気機器**

この登録番号は、提案書、受注確認書、請求書のように日常の取引に関わる全ての重要な文書に明記されなければならない。登録番号は以下の様である。

WEEE- Reg. - Nr. DE12345678

「DE」は、その製造者がドイツで登録したことを示す。この登録は同時に他の EU 加盟国での登録と置き換えられない。

この製造者は上記の登録番号で更に続く機器の補足登録を行うことができる。その際、上記 7)c. で説明したように、製造者は製造品ごとに申請手続きを行わなければならない。製造者はこの手続きに関して新しい登録番号を取得しない。全く新しい登録のプロセスが生じる場合、新規に基本登録が行われなければならない場合にのみ新しい登録番号が設置される。

## 2. 識別標示 (シンボルマーク)

1) どのように、いつから機器に識別表示がなされなければならないのか？

識別標示は以下の 3つの要求を満たさなければならない。

- a. 製造者は機器を基に明確に身元が確認され、商標名や表示、登録番号によって身許が突き止められるようでなければならない。
- b. その製品が特別廃棄物であることを消費者にはっきりと認識させる為に、ゴミ箱にバツ印のシンボルマークが付けられなければならない (ただし b2c 機器にのみ)。
- c. その標示によって、この機器は 2005 年 8 月 13 日以降に市場に出されたものであると認識され得なければならない。ElektroG 24 条「過渡的規定」に適した識別標示が付与されなければならないので、機器への識別標示は遅くとも 2006 年 3 月 24 日より電子・電気機器を市場に出す全ての製造者に義務付けられる。機器が 2005 年 8 月 13 日以降に市場に出された物であることは a) コード化された日付、もしくは日付がそのまま標示されていることで、もしくは b) ゴミ箱にバツ印のシンボルマークの下に太い横棒が入っていることで、認識され得なければならない (図 1)。

a) と b) の組み合わせも同様に可能である。2006 年 3 月 24 日以前に市場に出されて、市場から製造者へ一旦返送された機器が、2006 年 3 月 24 日以降再度市場に引き渡される場合、その機器は単に修理が施され、「いわゆる新商品」でない限り識別表示される必要は無い。

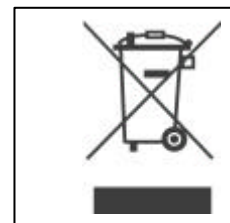


図 1

2) もし機器の上に識別標示が不可能な場合はどうされるべきか？

その大きさや機能の理由から機器に直接識別標示を付けられない場合には、ゴミ箱にバツ印のシンボルマークを例外的に包装上、保証書または取扱説明書に添付されることが許される。2005年8月13日以降に市場に出されたことが機器自体に明確に表記されていなければならない。

### 3. 回収、活用、廃棄物処理

それぞれの機器グループの引取量が少なくとも30？（ガス入り放電ランプについては3？）に

達した場合、公共の廃棄物処理事業者（orE = öffentlich - rechtliche Entsorgungsträger）がEARに報告する。EARは製造者、場合によっては廃棄物処理事業者を突き止め、回収所において無料で引き取られなければならない廃機器について連絡し、この指令が実行されたかを監督する。この規則はb2c機器にのみ適用され、b2b機器は公共の廃棄物処理事業者に引き渡されてはならない。

廃棄物処理に関して、製造者は廃棄処理されるべき機器を回収所で引き取る作業を廃棄物処理業者に委託することが出来る。それによって製造者義務を全うする責任が廃棄物処理業者に譲渡されることは無く、製造者はいつも最終的な責任を負う。製造者が他の企業と共同作業の中で廃棄物処理を行う場合にも、この製造者義務はその共同作業集団に譲渡されず、ただこの義務の履行だけが共同で果たされる。

廃機器（Altgeräte）は監査された施設の中で活用されなければならない。定められた活用割合はElektroG 12条で述べられている機器の категория に応じて獲得されなければならない。製造者にはEARへ年間の量の申告義務があるため、第一処理が行われる施設の経営者は、廃機器の重量、部品、材料そして原料について全ての記録を製造者の為に用意しなければならない。

輸出規則が顧慮される限り、廃機器の処理と活用は外国でも実行される。EU加盟諸国内での廃機器の活用はドイツ国内と同じ基準で実行されなければならない。EU加盟諸国以外で廃機器の活用と廃棄物処理が取り組まれた場合は、EU基準を満たしているものだけに限り活用割合として考慮される。

### 4. 要約と注意点

b2cとb2b機器製造者の登録最終期限は、2005年11月23日である。これには4週間ほどの処理時間がかかると見込まれるので、登録の申請書類は遅くとも10月半ばまでにEARに提出されているべきであろう。

2005年11月24日時点で登録申請をしていなかった、またはまだ登録番号を取得していない、もしくは登録を撤回された製造者は、2005年11月24日以降にドイツ国内で電子・電気機器を市場で販売することが許可されない。注意すべき点は、それぞれの機器の種類に対して登録が行われなければならないことである。特にb2c機器に対して、登録申請は提出する保証に基づいて労力がかかる。それゆえに早い時期に準備され登録申請されるべきであろう。既に登録を行った製造者の発表は、まもなくEARのホームページ上で見られるようになる。JETROデュッセルドルフ事務所のご好意により

ElektroG タイムスケジュール (添付 1)と料金規定の邦訳 (添付 2)をご提供いただいたので、ElektroG の進捗状況をもう一度ご確認ください。

登録手数料がかかる為に登録簿の申請後に追加登録を行うことをお薦めする。登録に必要なデータを変更することにも手数料がかかる。制裁は労力費用によって非常に高くな!得るので注意したい。

(添付 1)Enactment of ElektroG (ETRO デュッセルドルフ事務所提供) (会報に同封)

(添付 2)電気及び電子機器法の為の料金規定 (ETRO デュッセルドルフ事務所提供) (会報に同封)

参考: <http://www.stiftung-ear.de>  
<http://www.jetro.de/j/hp2005all/seminar/UmweltJuli/index.htm>